

通所リハビリテーション利用料

① 介護老人保健施設における通所リハビリテーション費（介護保険適用分）

i 所要時間 6 時間以上 7 時間未満（相模原市（4 級地）1 単位単価＝10.66 円）

	単位数(※1)×単価	利用者負担分(1割)
要介護 1	715 単位×10.66＝7,621 円	763 円×回数
要介護 2	850 単位×10.66＝9,061 円	907 円×回数
要介護 3	981 単位×10.66＝10,457 円	1,046 円×回数
要介護 4	1,137 単位×10.66＝12,120 円	1,212 円×回数
要介護 5	1,290 単位×10.66＝13,751 円	1,376 円×回数

ii 加算項目

加算項目	単位数×単価	利用者負担分(1割)
入浴介助加算Ⅰ（1日につき）	40 単位×10.66＝426 円	43 円/回数
入浴介助加算Ⅱ（1日につき）	60 単位×10.66＝639 円	64 円/回数
リハビリテーションマネジメント加算イ 開始から6月以内	560 単位×10.66＝5,969 円	597 円/月
リハビリテーションマネジメント加算イ 開始から6月超	240 単位×10.66＝2,558 円	256 円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ 開始から6月以内	593 単位×10.66＝6,321 円	633 円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ 開始から6月超	273 単位×10.66＝2,910 円	291 円/月
リハビリテーションマネジメント加算ハ 開始から6月以内	793 単位×10.66＝8,453 円	846 円/月
リハビリテーションマネジメント加算ハ 開始から6月超	473 単位×10.66＝5,042 円	505 円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位×10.66＝1,172 円	118 円/回数
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 単位×10.66＝2,558 円	256 円/回数
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,920 単位×10.66＝20,467 円	2,047 円/月
栄養アセスメント加算	50 単位×10.66＝533 円	54 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)*1	20 単位×10.66＝213 円	22 円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)*1	5 単位×10.66＝53 円	6 円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位×10.66＝1,599 円	160 円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	155 単位×10.66＝1,652 円	166 円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	160 単位×10.66＝1,705 円	171 円/回
科学的介護推進体制加算	40 単位×10.66＝426 円	43 円/月
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	47 単位×10.66＝501 円	-51 円/回
通所リハ体制加算(4)	24 単位×10.66＝255 円	26 円/回数
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(一日につき)	18 単位×10.66＝191 円	20 円/回数
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合	基本報酬の3%の加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×8.3% (利用合計単位×0.083)	

*1 ご利用者様の状態に応じて算定致します。

